

令和4年2月3日
文 部 科 学 省 研 究 振 興 局
ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保
に関する法律に基づく第一種使用規程の承認申請案件に関する
意見の募集（令和3年度第1回）の結果について

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく遺伝子組換えイネの第一種使用規程の申請に係る意見の募集実施について、令和3年12月9日から令和4年1月7日までの期間、電子政府の総合窓口（e-Gov）・郵便・電子メールを通じて、国民の皆様から広く意見募集を行ったところ、合計5件の意見がありました。

主な意見の概要及び当該意見に対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、取りまとめの都合上、適宜内容を集約しました。

(別紙)

	主な意見	回答	件数
1	<p>遺伝子組換え技術を使ったものが生態系に及ぼす影響は、現状レベルの科学的知見からしか検証できず、中長期的影響や実際にどのような影響があるのか、ほんの一部しか把握できないため、遺伝子組換え技術は使用しないほうがよい。</p>	<p>本申請は、遺伝子組換えイネを、定められた第一種使用規程に従い、限定された場所・期間において研究利用することについて、遺伝子組換え生物等の第一種使用等による生物多様性影響評価実施要領(平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第2号。以下「実施要領」という。)に基づき、競合における優位性、有害物質の発生性、交雑性等の評価の項目に関して科学的データや学識経験者からの意見を踏まえて検討したものであり、生物多様性影響が生ずるおそれがないものと総合的に判断したものです。</p>	4
2	<p>イネ科は逸出の危険性がかなりあると思われるので、野外での使用には絶対反対である。</p>	<p>遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。)は、遺伝子組換え生物等の適正な使用により生物多様性の確保を図ることを目的としています。カルタヘナ法では、第一種使用等をする場合に生物多様性影響が生ずる恐れがないと認めるときには、主務大臣は当該第一種使用規程の承認をしなければならないと定められています。本申請は、遺伝子組換えイネを、定められた第一種使用規程に従い、限定された場所・期間における研究利用するものであり、カルタヘナ法に基づき、学識経験者の意見を聴くとともに、実施要領に基づいて検討した結果、生物多様性影響が生ずるおそれがないものと総合的に判断したものです。</p>	1

○ 同じ団体又は個人からの同意見につきましては、1件として処理させていただいております。